平成２６年（フ）第１９号
岩手県花巻市本館３丁目18番地２　本館貸家西号棟、旧住所岩手県花巻市本館３丁目22番地10
債務者　熊野　芳則
1　決定年月日時　平成26年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２６年（フ）第２０号
岩手県花巻市本館３丁目18番地２　本館貸家西号棟、旧住所岩手県花巻市本館３丁目22番地10
債務者　熊野加代子
1　決定年月日時　平成26年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２６年（フ）第３号
岩手県奥州市水沢区真城字寺後88番地
債務者　瀬川　拓史
1　決定年月日時　平成26年３月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２６年（フ）第１５号
岩手県奥州市水沢区字日高小路25番地　コーポサンハイネス207号、旧住所岩手県奥州市水沢区字日高小路25番地　コーポサンハイネス103号
債務者　結城　恒雄
1　決定年月日時　平成26年３月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２６年（フ）第９１号
埼玉県草加市谷塚町1112番地
債務者　井上　　章
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１０５号
埼玉県越谷市赤山町１丁目181番地　リード越谷204
債務者　川島かずき
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第５０号
埼玉県川越市大字下広谷1210番地113　セルバ小林202号室
債務者　清水　　芳（旧姓二ノ宮）
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第７１号
埼玉県飯能市大字下赤工71番地８
債務者　下條　輝一
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第２１号
千葉県四街道市下志津新田2545番地
債務者　中村　榮子
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第２２号
千葉県白井市桜台２丁目６番２棟101号
債務者　山田　　卓
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第２３号
千葉県白井市桜台２丁目６番２棟101号
債務者　山田　妙子
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第２５号
千葉県白井市根342番地の８　リンダホーフ102号
債務者　岩城　京子（旧姓岡野）
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第２７号
千葉県四街道市四街道３丁目４番13号
債務者　杉山　久志
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第３３号
千葉県印西市原山２丁目１番地３棟502号
債務者　渡邉　敏子
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第３４号
千葉県印西市小倉台２丁目２番地１棟706号
債務者　白銀　嘉二
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第３７号
千葉県富里市新中沢486番地113
債務者　宮内　克子
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第３６７号
静岡県沼津市共栄町15―３　ＢＥＲＥＯエスペランサ105号、住民票上の住所静岡県藤枝市本町１丁目８番９号
債務者　鈴木　　諭
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係